

篠山市営斎場 指定管理者募集要項

篠山市では、篠山市営斎場（以下「斎場」という。）の管理業務について、より一層のサービスの向上と業務の効率化を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）、篠山市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例（平成16年条例第35号）及び篠山市斎場条例（平成13年条例第39号）の規定に基づき指定管理者を募集します。

1 施設の設置目的及び管理運営方針

①設置目的

墓地、埋葬等に関する法律に基づく火葬業務及び葬祭を行うことを目的とした施設です。

②施設管理運営方針

施設の特性を考慮し、より質の高い維持管理が保てるよう、必要かつ適正な管理運営を行い、利用者の満足度を高め、その期待に応えるため、常に利用者の声を聴取し、反映できるものは積極的に取り入れることを基本的な運営方針とします。

2 施設の概要

- (1) 施設名 篠山市営斎場
- (2) 所在地 兵庫県篠山市栗柄1155番地
- (3) 設置年月 平成14年4月1日（供用開始）
- (4) 敷地面積 15,300㎡
- (5) 施設構造等
 - ① 構造 鉄筋コンクリート造 平屋建一部2階地下1階
 - ② 延べ床面積 2,251㎡
 - ③ 火葬炉 人体炉4基 胞衣炉1基 動物炉1基施設内容 葬儀式場、控室3室、業者控室、待合室2室、事務室、トイレ、湯沸室、待合ホール、炉室、炉前ホール、告別室2室、収骨室2室、霊安室、制御室、電気室、ペット告別所
- (6) 施設の利用状況・運営実績等

①年間火葬件数

(単位：件)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人 体	569	567	558	583
小動物	191	192	208	204

②年間業務日数

(単位：日)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
業務日数	363	364	363	363

③年間通夜日数

(単位：日)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
通夜日数	11	8	9	12

3 指定管理者が行う業務の範囲・内容

- (1) 斎場の運営に関すること
- (2) 火葬業務に関すること
- (3) 施設及び設備の維持管理に関すること
- (4) 施設の使用許可に関すること
- (5) 使用料等の徴収・管理に関すること

※別途、市と指定管理者とで使用料収入事務について、委託契約を締結します。

- (6) その他、管理運営に必要な事項

※詳細は別紙4 篠山市営斎場指定管理業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）による。

- (7) 守秘義務

指定管理者は、指定管理業務を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者にもらし、また、自己の利益のために使用することはできません。指定管理期間終了後でも同様とします。

4 開館日・開館時間等管理の基準

- (1) 休業日

1月1日及び2日

- (2) 使用時間

①火葬場午前10時から午後5時まで。ただし、1月3日は正午から午後5時まで

②式 場

ア 通夜の場合 午後6時から午後9時まで

イ 告別式の場合 午前10時から午後4時まで

③待合室及び控室 午前9時から午後9時まで

5 関係法令の遵守

斎場を管理運営するにあたり、本仕様書のほか、次に掲げる法令等を順守し利用者の安全性・快適性を考慮した管理運営としてください

- ・ 篠山市斎場条例、篠山市斎場条例施行規則、地方自治法、地方自治法施行令ほか行政関連法規
- ・ 篠山市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例、篠山市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例施行規則
- ・ 墓地、埋葬等に関する法律
- ・ 消防法ほか施設維持設備保守点検に関する法規
- ・ 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規
- ・ 公益通報者保護法
- ・ 危険物の規則に関する政令
- ・ 個人情報の保護に関する法律、篠山市個人情報保護条例、篠山市個人情報保護条例施行規則、篠山市情報公開条例
- ・ 暴力団排除条例
- ・ その他、業務を遂行する上で、関連する法令等がある場合はそれらを厳守するとともに、指定期間中に関連する法令等に改正された内容を厳守すること。

6 指定期間

平成31年4月1日から、平成36年3月31日まで（5年間）とします。

ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定により、管理を継続することが適当でないとき認めるときは、指定を取り消すことがあります。

- ◆ 指定管理開始日 平成31年4月1日
- ◆ 指定は、市議会（平成30年9月（予定））の議決を経て確定します。

7 管理経費の算出等について

(1) 指定管理業務に係る経費

指定管理者の申請額に基づき、市と指定管理者が協議の上、指定管理期間中の指定管理料を定めるものとします。

経費の算出に当たっては、人件費、事務所経費、委託費、修繕費、租税公課など必要な経費を計上してください。

※経費積算に用いる消費税及び地方消費税の税率は現行税率（8%）としてください。

（参考資料：市営斎場 主な管理経費一覧 参照）

- ・ 人件費 ※職員の雇用については、地元雇用の優先に配慮すること。
- ・ 消耗品費（事務用品、火葬・施設維持消耗品、施設管理消耗品等）

- ・燃料費（灯油、ガソリン、軽油等）
- ・印刷製本費（パンフレット、封筒、その他書類）
- ・光熱費（電気・水道料金）※電気料金については、篠山市の電気契約業者との契約に合わせてください。
- ・修繕費（軽微な修繕）※50万円未満は指定管理者負担
- ・通信運搬費（電話・ファックス代、インターネット使用料等）
- ・手数料（カーテンクリーニング代、ごみ収集、貯水槽検査費用等）
- ・保険料（施設賠償保険料、自動車自賠責保険料等）
- ・委託料（消防設備保守、自動扉保守、施設警備、清掃業務、除雪作業、地下タンク保守点検、空調設備保守点検、残骨灰収集業務、自家用電気設備保守点検、給水設備保守点検等施設維持管理に必要な業務委託及び火葬炉設備保守点検、排ガス測定等火葬業務に必要な業務委託料）
 - ※火葬炉設備保守点検業務については、株式会社宮本工業所と委託契約を締結すること。
 - ※空調設備保守点検業務については、高砂熱学工業株式会社と委託契約を締結すること。
 - ※残骨灰収集業務については、株式会社西日本環境と委託契約を締結すること。
 - ※草刈等軽作業については、地元自治会に委託することも検討すること。
- ・使用料及び賃借料（NHK受信料、AED、コピー機等）
- ・備品購入費（初年度に必要な備品等）
 - ※事務所用ノートパソコン2台を無償貸与します。
 - ※現行公用車（軽トラック）1台を無償貸与します。車検費用及び維持管理費は指定管理者で積算してください。

（2）修繕費等の取扱い

修繕等に要する費用は小規模・大規模から構成します。

小規模：1件50万円未満の管理物件の修繕・更新を言い、指定管理料に含みますので、必要な金額を計上してください。

大規模：1件50万円以上の管理物件の修繕・更新については、年度毎の変更が大きいため指定管理料に含みません。なお、大規模修繕が必要となった場合は、指定管理者と市の間で協議を行い、市が別に定める予算の範囲内で実施することとします。

（3）管理口座

本施設の管理業務にかかる経理については、金融機関に専用口座を設けて行ってください。

8 市が指定管理者に支払う指定管理料について

市は、毎年度の予算の範囲内で施設の管理に必要な経費を指定管理料として指定管理者に支払います。具体的な金額は、申請時に提案していただく管理運営に係る収支予算書（「様式集」様式4）の金額に基づき、指定管理者と市が協議した上で、別途締結する年度協定で定めます。

（1）指定管理料の額

市が指定管理期間中に支払う各年度の上限額は以下のとおりです。

応募にあたり、収支予算書における各年度の指定管理料は、以下の上限額の範囲での提案を求めます。なお、以下の金額には、現行税率（8%）の消費税及び地方消費税を含みますが、将来の増税分は含んでおりません。

上限額	平成31年度	57,000千円
	平成32年度	57,000千円
	平成33年度	57,000千円
	平成34年度	57,000千円
	平成35年度	57,000千円

（2）指定管理料の変更

各年度終了時において、指定管理経費に過不足が生じた場合、精算はせず、年度協定で決定した額を変更しません。ただし、消費税率の変更に伴う指定管理料の変更は、別途協議するものとします。

また、指定管理業務が、年度当初の計画どおり実施されない場合は、指定管理料を減額します。

9 指定管理者と市との責任分担、リスク分担

指定管理業務に係る指定管理者と市の責任分担、リスク分担は、次に示す「責任分担、リスク分担表」のとおりとします。

なお、指定管理者と市の責任分担、リスク分担に疑義がある場合、又は責任分担、リスク分担表に定めのない責任が生じた場合は、協議のうえ決定するものとし

◆ 責任分担、リスク分担表

項 目		指定管理者	篠山市
施設の維持管理・運営		○	
施設の 法的管理	使用許可、許可の取消し	○	
	目的外使用許可		○
施設内設備、備品の維持管理		○	
周辺住民・利用者等からの苦情・要望等対応		○	案件により対応

管理施設の改造・増築・改築			○
管理物件の 修繕・更新※1	小規模（1件50万円未満）	○	
	大規模（1件50万円以上）		○
不可抗力（市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的又は人為的な現象）に伴う施設、設備の修復による経費の増加		市への 報告・応急対応	○
自然災害時、防災拠点として利用する間等の業務停止による運営リスク			○
物価・金利変動に伴う経費の増		○	
行政上の理由による事業変更等に伴う増加経費の負担			○
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす変更		○
	指定管理者に影響を及ぼす変更	○	
税制の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす変更		○
	上記以外の変更	○	
支払遅延	指定管理者の責に帰すことのできない理由により、市からの経費の支払遅延によって生じた事由		○
	上記の場合以外	○	
書類の誤り	業務仕様書等、市が責任を持つ書類の誤りによるもの		○
	事業計画書等、指定管理者が提案した内容の誤りによるもの	○	
利用者や第三者への賠償	施設の管理瑕疵に伴う損害賠償	○	
	施設の設置瑕疵に伴う損害賠償		○
損害賠償保険（指定管理者の帰責事由に基づく損害賠償保険）		○	
施設保険（火災・建物共済等）			○
事業終了時の費用（指定期間が終了した場合、又は期間途中において業務を廃止した場合等における指定管理者の撤収費用）		○	

※1 小規模と大規模の範囲については、先の修繕費等の取扱いを参照してください。

10 管理業務に係る実施体制

職員は、公共施設の指定管理者としてその業務を行うにふさわしい資質を有する人格を備えた者を適正に配置するとともに、利用者本位の運営を行い、常にサービスの向上に努めることとします。

(1) 現在の職員の配置状況

所長	1名	(施設の総括)	市役所正規職員
副所長	1名	(所長の補佐、施設の維持管理)	市役所非常勤嘱託職員
事務員	2名	(受付業務、会計事務)	市役所非常勤嘱託職員
火葬担当者	3名	(火葬業務全般)	委託業者正規社員

(2) 総括責任者の配置

管理運営を実施するにあたり、総括責任者を1名配置すること。総括責任者は、斎場の専任とし、甲種防火対象物の防火管理者資格を有するものとします。

(3) 従業員の配置

- ①各種業務における責任者を配置し、管理責任体制を明確化すること。
- ②従業員の配置体制は、施設の管理運営に支障がないように配慮するとともに、利用者の要望に応えられるものとする。
- ③現金収受を扱う業務は、必ず複数の者が点検する体制を整え、管理者が定期的に監視すること。
- ④従業員の資質を高めるために、定期的に研修を実施するとともに施設の管理運営に必要な知識と技術の習得に努めることとする。
- ⑤地域と密着した関係を築くこと。
※職員の雇用については、地元雇用の優先に配慮すること。
※草刈等軽作業については、地元自治会に委託することも検討すること。

11 申請資格・条件

(1) 応募者の資格及び条件

- ①斎場の施設の設置目的に即した管理運営業務を遂行する能力を有する法人等。
 - ②複数の法人等がグループを構成して応募することができます。
- (2) 次のいずれかに該当する法人等は、申請することができません。
(必要に応じて関係機関に事実関係の照会を行う場合があります。)
- ①地方自治法施行令第167条の4の規定（一般競争入札の参加者の資格）に該当する者。
 - ②会社更生法、民事再生法に基づく更生又は再生手続きを開始している者。
 - ③篠山市から入札に係る指名停止処分を受けている者。
 - ④市税、法人税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している者。
 - ⑤暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
 - ⑥営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が⑤に該当するもの。

- ⑦法人であって、その役員のうち⑤⑥のいずれかに該当する者があるもの。
- ⑧暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する者。
- ⑨その者の親会社等（その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係のある者）が⑤から⑧までのいずれかに該当する者。
- ⑩篠山市営斎場指定管理候補者検討会委員、指定管理者選定委員会委員及び公募事務に関与した者及びこれらの者と利害関係を有する者。
- ⑪篠山市及びその他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者。

(3) グループ申請の場合の条件

- ①複数の法人等がグループを構成して応募する場合は、代表となる法人等を定めるとともに構成団体は連帯して責任を負うこととして申請してください。
- ②同時に複数のグループの構成団体となることはできません。
- ③単独で応募した法人等は、グループで応募する場合の構成団体となることはできません。
- ④代表となる法人等及びグループを構成する法人等の変更は原則として認めません。
- ⑤代表となる法人等及びグループを構成する法人等が申請資格・条件（2）に該当する場合は申請できません。

12 申請の手続き

(1) 申請書類等の配布

配布場所：「18 問い合わせ先」と同じ

※ ホームページにも様式は掲載しております。

配布期間：平成30年7月2日（月）から平成30年7月30日（月）まで

午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 申請書類

以下に示す所定の様式を提出してください。なお、用紙の大きさは日本工業規格A4を基本としてください。

	提出書類	備考	提出部数	
			正	副
1	指定管理者指定申請書	様式1	1	10
2	事業計画書	様式2	1	10
3	経理的基盤及び技術的能力に関する事項を記載した書類	様式3	1	10
4	管理運営に係る収支予算書	様式4	1	10
5	質問票（質問がある場合）	様式5	別に記載	

6	参加申込書（説明会に参加の場合）	様式6		
7	共同事業体協定書（グループ応募の場合）	様式7	1	10
8	法人又は団体の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類	任意様式	1	10
9	法人又は団体のパンフレット等	ある場合	1	10
10	役員の氏名及びふりがな、住所及び略歴を記載した書類	任意	1	10
11	応募書類を提出する日の属する事業年度の法人等の事業計画書又はこれに類する書類	任意様式	1	10
12	○法人にあつては、 ・法人の履歴事項全部証明書 ・篠山市内に本社、支社、営業所等の事業所がある場合は、本市で発行される市税の滞納がないことの証明 ・前年の法人税及び消費税及び地方消費税の納税証明書		1	10
13	○法人にあつては、 ・過去3年間の貸借対照表、損益計算書、収支決算書その他経営内容を明らかにする書類 ○その他の団体にあつては、 ・応募書類を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び過去2か年の収支決算書	任意様式	1	10

（3）申請の受付

- ①受付期間 平成30年7月2日（月）から平成30年7月30日（月）まで
午前9時00分から午後5時00分まで
※受付期間後は受け付けません。
- ②受付場所 「18 問い合わせ先」と同じです。
※提出書類は必ず持参してください。郵送等による提出は受け付けません。

（4）質問の受付

- ①質問受付期間 平成30年7月9日（月）から平成30年7月17日（火）
午後1時00分まで
- ②受付方法 質問票（「様式集」様式5）に質問事項を記入の上、「18 問い合わせ先」までEメールにて送付してください。
- ③回答方法 平成30年7月24日（火）までにファクシミリで回答します。回答内容については、各申請希望者に共通事項として公開しますので、了承ください。

(5) 説明会及び現地見学会

現地確認、指定管理業務について説明会を開催します。

- ① 開催日時 平成30年7月13日(金) 午前10時から
- ② 開催場所 篠山市営斎場 669-2711 兵庫県篠山市栗柄1155番地
- ③ 申込方法 参加希望の方は、平成30年7月11日(水) 午後1時00分まで(必着)に、参加申込書(「様式集」様式6)を、「18 問い合わせ先」までEメールにて送付してください。なお、参加人数は各法人等(グループごと)2名までとします。

(6) 申請に関する留意事項

①接触の禁止

指定管理候補者検討会委員、本件業務に従事する市職員等本件関係者に対して、本件申請に関連しての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合、失格になることがあります。

②申請内容の変更禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

③虚偽の記載をした場合の取扱い

申請書類の虚偽の記載があった場合は、失格とします。

④追加資料の提出等

市が必要と認める場合には、追加資料の提出、ヒアリングの実施を求めることがあります。

⑤費用負担

申請に関して必要となる費用は、申請者の負担とします。

⑥申請書類の著作権

申請書類の著作権は申請者に帰属します。ただし、市は、指定管理者の決定の公表等に必要の場合は、申請書類の内容を無償で使用することができるものとします。

⑦申請書類の取扱い

申請書類は、理由の如何を問わず、返却しません。

また、情報公開条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、すべて情報公開請求の対象となります。

⑧事業計画書作成にあたっての留意点

- I 取組実績等を踏まえてできるだけ具体的に記載してください。
- II 業務の内容については「業務仕様書」を参照してください。
- III 事業計画書に記載された内容について、提案内容どおりの実施を保障するものではありません。

13 選定方法、評価項目等

- (1) 指定管理候補者検討会（以下「検討会」という。）が、事業計画等申請内容についての個別評価を行います。検討会は、市民生活部長及び外部委員4名を委員として構成します。
- (2) 評価は、総合点を100点とし評価項目ごとに配点した評価表により行います。
- (3) 評価における基本的な評価の視点及び評価項目は表1のとおりとします。
- (4) 検討会は、各委員の評価表をとりまとめた総合点の各申請者の比較表を参考にしながら、その他選定に必要な評価事項を記載した資料を基に、検討会の意見として指定管理候補者を篠山市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に推薦します。なお、申請が1団体のみであった場合でも検討会で評価を行い、万が一管理を行う能力が欠けている場合は選定委員会への推薦をしません。
- (5) 選定委員会は、委員長に副市長、副委員長に教育長、その他委員として3名の部長級職員で構成し、検討会が推薦した申請者及び評価意見を尊重しながら審査を行い、結果を市長に報告します。その後、市長が指定管理候補者を選定します。
- (6) 選定結果については、申請者全員に選定結果を通知するとともに、下記事項について公表します。
 - I 提案指定管理料
 - II 選定基準の評価項目と配点
 - III 全申請者の評価項目ごとの得点

表1 選定基準

指定の基準	評価項目	評価の視点	配点
1 公の施設の管理の業務に関する計画が管理の業務の適正かつ確実な実	① 管理運営の基本的な考え方	(1) 公の施設としての設置目的への理解 (2) 市の管理運営方針との整合性	10
	② 市民サービスの向上につながる質の高い管理運営に向けた取組み	(1) サービス向上を図るための具体的手法及び期待される効果 (2) 利用者ニーズの把握 (3) 当該施設の管理運営体制（知識・経験を有する人員等の配置計画） (4) 要望・苦情等の対応体制、安全管理体制等 (5) 市の指示等への対応及び市・関係機関等との連携体制の確保	10

施のために適切なものであること	③ 費用対効果の観点等から、効率的な管理運営に向けた取組み	(1) 施設の管理運営に係る所要経費額、収支計画の適格性、実現の可能性 (2) 効率的な維持管理計画 (3) 適切な人員配置計画	1 0
	④ 危機管理体制の確保	(1) 災害等緊急時の対応 (2) 事故防止の取組み及び発生時の対応 (3) 人員不足への対応 (4) 個人情報保護、利用者からの苦情対応体制、内部通報処理に関する対応	1 5
	⑤ その他、各施設の設置目的、特性等に応じ、必要と認める事項	(1) 職員の業務水準維持向上の方策 (2) 地域団体等との連携方策等 (3) 環境への配慮、美観形成の方策	1 0
2 公の施設の管理の業務を適正かつ確実に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること	① 申請団体の管理運営体制	(1) 職員体制、採用計画等 (2) 公正労働基準の確保、適正な労働条件の確保 (3) 人材の指導育成、研修体制	1 5
	② 申請団体の経理的基礎	(1) 団体の経営状況、財務体質、事業実績 (2) 財務諸表に対する適正なチェック体制 (3) 開示体制	1 0
	③ 申請団体の技術的能力、類似施設の運営実績その他、各施設の設置目的、特性等に応じ、必要と認める事項	(1) 施設管理に係る技術的能力 (2) 類似施設の運営状況、業務の良好な運営実績の有無 (3) 障害者の雇用状況・雇用計画、男女共同参画への取組み、環境への配慮等社会的価値への取組み等	1 0
3 その他	① 提案価格	(1) 指定管理料	1 0

14 今後のスケジュール（予定）

指定管理候補者検討会	平成30年 8月 6日（月）
指定管理者選定委員会	平成30年 8月
選定結果の通知及び公表	平成30年 8月
市議会の議決、指定の告示・公表	平成30年 9月または12月
基本協定の締結	平成30年10月または平成31年1月
業務の引継ぎ	平成31年 1月～3月

年度協定の締結	平成31年 4月 1日
指定管理の開始	平成31年 4月 1日

15 協定の締結及び協定案

- (1) 協定書案は別紙のとおり
- (2) 指定管理者の指定後であっても、次の事項に該当する場合は、市はその指定を取消し、協定を締結しないことがあります。
 - ①正当な理由なくして協定の締結に応じないとき。
 - ②財務状況等の悪化等により、業務の履行が確実でない認められるとき。
 - ③暴力団又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し又は関与する等、これと交わりをもつ者をいう。）と社会的に非難されるべき関係を有していることが判明するなど著しく社会的信用を損なうこと等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
 - ④申請資格を喪失したとき。

16 業務実施及び履行責任

- (1) 事業計画書の作成及び提出
指定管理者は、毎年度、市長が指定する期日までに次年度の事業計画書を作成し、市長に提出するものとします。
- (2) 事業報告書の作成及び提出
指定管理者は、毎年度の終了後60日以内に、篠山市営斎場に関する事業報告書を作成し、市長に提出するものとします。
- (3) 業務報告の聴取等
市長は指定管理者に対し、その管理する業務及び経理の状況に関し、定期的に報告を求め、業務等の実施状況を確認するため、実地に調査し、又は必要な指示をすることができるものとします。

17 その他

- (1) 指定の取消
市の指示に従わないときや指定管理者の責めに帰すべき事由により斎場の管理運営を継続できないと認めるときは、指定管理者の指定の取消や業務の停止を命じることがあります。
- (2) 疑義等についての協議
業務の遂行に関し、定めがないとき又は疑義が生じたときは、市と指定管理者は誠意をもって協議するものとします。

18 問い合わせ先

〒669-2711 兵庫県篠山市栗柄1155番地

篠山市市営斎場 担当 柏戸 隆弘

電話 079-590-8200 FAX 079-590-8201

E-Mail: kashiwado-takahiro@gw.city.sasayama.hyogo.jp

※申請状況に関する問い合わせは禁止します。